

仮称等々力溪谷樹林地健全化作業監理委託 公募型プロポーザル説明書

世田谷区

1. 事業計画の概要

(1) 契約件名

仮称等々力溪谷樹林地健全化作業監理委託

(2) 委託箇所：世田谷区等々力2-22-26

(3) 対象地：等々力溪谷公園（31,501.91㎡）

(4) 事業計画の目的と内容

等々力溪谷公園は、等々力溪谷公園の溪谷樹林地においては、平成11年に東京都文化財保護条例によって、東京都指定「名勝」に指定され、区および地域に溪谷とその樹木の保全に努めてきた。

近年、樹木の生育による樹林地環境の変化や表土の流出、樹木の根上がり等が進んでいる。令和5年7月に倒木や土砂崩壊などが発生し等々力溪谷公園の遊歩道を閉鎖したところであり、伐採や剪定を要する樹木の対応を実施しているところである。

等々力溪谷は「名勝」に指定されていることから、伐採や剪定作業だけでなく、現在の溪谷景観や湧水循環、生物多様性などに最大限配慮しつつ樹林地の健全化を図っていく必要がある。

本委託は、樹林地健全化作業監理委託を総価契約とし、樹林地健全化に向けた企画、施工における作業監理を委託するものである。なお、別途発注する「仮称等々力溪谷樹林地健全化作業委託（概算契約）」における受託者と連携し作業を実施すること。

(5) 履行期間

令和7年6月上旬から令和10年2月下旬まで（予定）

※令和7年度以降の契約については、各年度当初予算の配当を条件とする。

※令和7年度の履行期限は、令和8年3月下旬まで、令和8年度の履行期限は、令和9年3月下旬までとする。ただし、委託契約は年度ごとに行い、各年度の履行内容が良好と認められること、予算案が議決され、予算が配当されること等を条件として、翌年度の契約を行う。

2. 提案限度額

令和7年度 7,000,000円（消費税込み）

令和8年度 5,000,000円（消費税込み）

令和9年度 5,000,000円（消費税込み）

（令和8年度以降の金額についてはあくまで参考値であり、この通りの金額での契約締結を見込むものではない。提案書の作成にあたっては、参加者は上記金額を参考とし、提案金額の範囲内での提案を行うこと。）

3. 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱により審査委員会を設置する。

4. プロポーザル方式を採用する理由

等々力溪谷においては、令和5年7月に等々力溪谷公園内の遊歩道沿いの樹木の倒木があり、調査を実施したところ、約700本の樹木のうち病虫害や腐食等により対応が可能な危険木約50本について、剪定・伐採作業等を進めている。溪谷公園内は急傾斜地であるため、作業車両や建設機械がほとんど入れないなかで樹木の伐採、剪定作業を進めている。

等々力溪谷では、枯れていく高木群の後継樹木の生育が見られず低木やつるの繁茂、ヤブが形成されるとともに、斜面崩壊や根上がり、ナラ枯れの被害も発生しており、樹林地の環境改善が課題となっている。

東京都23区唯一の自然渓谷として、武蔵野台地南端に位置する崖線からたくさんの湧水が発生し、湿地を形成するなど豊かな自然環境を有している。これらの環境を保全するため、等々力渓谷は風致公園として整備され、東京都指定文化財保護条例により「名勝」に指定されていることから、自然環境の保全を図るとともに、渓谷景観にも配慮し自然素材等を用いた対策工法を用いることが望ましい。

樹林地の改善にあたっては、①樹木の生育環境の改善、②樹木の再生、③表土の保全と水脈の再生、④樹木の根の保全と活性化を図っていく必要がある。

これらの対策を実現するためには、自然素材を用いた樹林地健全化の取り組み実績とノウハウを有し、作業立案能力と専門的な技術と総合的な監修能力が求められる。

これらの条件を満たす能力等を有する事業者へ委託する必要があるため、プロポーザル方式により候補者を選定する。

5. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業とする。

(1) 本プロポーザルに参加する応募者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ①単体企業（再委託する協力会社を含む）は本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し執行できる能力を有すること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- ⑤会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- ⑥応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月10日条例第55号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。
構成員は以下の通り。
みどり33推進担当部長 釘宮 洋之
みどり政策課長 黒岩 さや香
公園緑地課長 岸本 隆
施設管理担当係長 渡邊 徹也

なお、上記構成員は公告時点のものであり、人事異動により新たに着任した委員が事業者へ所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。（ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者を除く。）

(2) 参加における制限

- ①応募者からの応募は1点のみとする。
- ②応募者は、連名による応募はできない。
※上記①～②の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

(3) 参加資格要件

以下の項目を満たす技術者を配置するものとする。

- ① 自然環境に配慮した環境改善作業の企画、指導できる技術者

② 自然環境に配慮した環境改善作業の企画、指導、施工の実績を令和2年以降で5件以上有すること。

※その他、本業務に相応しいと考えられる技術者等の配置提案を認める。

※①、②に記載の技術者は兼務することは可能とするが、十分に能力を発揮できるように技術者、作業者の配置を求める。

6. スケジュール

- 手続き開始の公告 令和7年 3月14日(金)
- 説明書交付及び
現地見学の申し込み期間 令和7年 3月14日(金)～4月4日(金)
- 参加表明書の提出期間 令和7年 3月24日(月)～4月4日(金)
- プロポーザル招請通知 令和7年 4月 8日(火)
- 現地見学 令和7年 4月15日(火)～4月18日(金)
※見学日時は、申し込み事業者と調整します。
- 質問書受付期間 令和7年 4月18日(金)～4月23日(水)
- 質問回答書送付及び
区ホームページ掲載日 令和7年 4月25日(金)
- 参考資料貸与申込み期間 令和7年 4月 9日(水)～4月23日(水)
- 提案書(審査書類)
の提出期間 令和7年 5月 7日(水)～5月14日(水)
- 1次審査(審査会審査) 令和7年5月中旬
- ヒアリング審査 令和7年5月下旬 ※決定次第、区ホームページに掲載します。
- 審査結果の通知 令和7年6月上旬
- 契約予定時期 令和7年6月上旬

7. 担当部署

みどり33推進担当部公園緑地課 玉川公園管理事務所 向吉
世田谷区中町4-35-11 1階 (電話03-3704-4972)
なお、電子メールアドレスは参加表明受付時にお知らせする。

8. 現地見学の実施

担当部署よりプロポーザル招請通知を送付した者を対象に現地見学を実施する。

(1) 実施日時

令和7年4月15日(火)～18日(金)

(2) 留意事項

- ・現地見学の受け入れは各社6名までとする。
- ・実施日時の具体的な時間は、両者協議のうえ決定する。調整にあたっては、参加者の氏名、所属等を求める。

9. 説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

令和7年3月14日(金)から令和7年4月4日(金)

(2) 交付方法

① 世田谷区ホームページよりダウンロード

HP: [世田谷区ホーム](#) > [検索メニュー](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル情報](#) > [住まい・街づくり・環境](#)

② 7. 担当部署の窓口にて直接交付※土・日曜、祝日を除く9時から17時まで

10. 参加表明書の提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和7年3月24日(月)から4月4日(金)まで(土日祝日を除く9時から17時まで)

(2) 提出方法及び部数

7. 担当部署窓口へ持参又は郵送(4月4日17時必着)による。

・参加表明書一式 【11.(2)①～⑥】 1部

※②～⑥を2穴紙ファイル等に綴じ①を添えて提出する。

※①は正・副各1部ずつ提出する。

11. 参加表明書に求める内容

(1) 書式と内容について

文字サイズ12ポイントを標準とし、文字は読みやすい大きさとする。用紙は片面印刷、カラー可とし、各項目について記載すること。留意事項に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。また、提出物の記載内容等について区担当者より確認を要すると判断した場合は、個別に確認のため連絡をとることがある。

(2) 参加表明書に求める内容

各様式に必要な事項を記入し提出すること。

項 目	留意事項
①参加表明書 【様式1】	・【様式1】参加表明書 ※正・副各1部ずつ提出すること。内容を確認し、副本は受領印を押印し返却する。
②応募事業者の概要 【様式2】	・応募事業者名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金額、従業員数、沿革、事業内容を記載する。
③協力会社参加届 【様式3】	・再委託先の協力事務所の概要、再委託する業務範囲を記載する。
④業務実施体制 【様式4】	・配置予定の技術者を記載する。 ① 自然環境に配慮した環境改善作業の企画、指導できる技術者 ② 自然環境に配慮した環境改善作業の企画、指導、施工の実績を令和2年以降で5件以上有すること。 ・配置予定技術者欄は、業務責任者1名、企画、指導技術者等含め、最低2名とし必要に応じて適宜追加すること。 ・業務責任者と企画、指導技術者を兼ねる場合はその旨を記載すること。 ・業務の補助技術者、〇〇を担当する技術者等適宜考えのもと記載すること。 ・当該業務の一部を事業者等へ再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先を記載すること。
⑤納税(滞納なし)証明書	・都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
⑥参考資料 【様式自由】 ※提出は任意とする。	・単体企業(再委託含む)の会社概要がわかるパンフレット等

12. プロポーザル招請通知の送付

参加表明書類提出後、区が参加資格の確認を行い、参加資格を満たす事業者全てにプロポーザ

ル招請通知を郵送する。

1.3. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年4月18日(金)から4月23日(水)まで(土日祝日を除く9時から17時まで)

(2) 質問方法

【様式9】「プロポーザル質問書」を電子メールに添付し提出すること。件名は『仮称等々力溪谷樹林地健全化作業監理委託プロポーザル質問』とし、件名の末尾には会社名を明記すること。なお、電話での質問には応じない。

(3) 回答方法

質問事項を取りまとめ、令和7年4月25日(金)までに質問者全員に電子メールにより回答する。また、世田谷区ホームページにも掲載する。

1.4. 参考資料の貸与

下記の参考資料を必要とする場合は【様式10】「参考資料貸与申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付し提出すること。詳細については【様式10】「参考資料貸与申込書」の注意事項を確認すること。

(1) 受付期間：令和7年4月9日(水)から4月23日(水)まで

(2) 提出方法：【様式10】「参考資料貸与申込書」に必要事項記載の上、押印し電子メールにてPDF形式で添付、提出すること。

(3) 貸与資料一覧

【参考資料1】等々力溪谷平面図、横断図(PDF/AutoCAD)

【参考資料2】等々力溪谷名勝区域保存管理計画(平成15年3月)一部抜粋

1.5. 提案書(1次審査)の提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和7年5月7日(水)から5月14日(水)まで(土日祝日を除く9時から17時まで)

(2) 提出方法及び部数

7. 担当部署窓口を持参又は郵送による。下記資料を提出すること。

提出時に提出書類に過不足がないか確認し受付とする。

・提案書(1次審査書類一式)(正本)【16.(2)①~⑤】 1部

・提案書(1次審査書類一式)(副本)【16.(2)①~⑤】 6部

(※提案書(副)は審査で使用するので【様式5】の提出者及び連絡担当者欄は削除し提出すること。16.(2)①~⑤をクリップ留めとし提出する。)

1.6. 提案書(1次審査)に求める内容及び審査方法

(1) 書式と内容について

文字サイズ12ポイントを標準とし、文字は読みやすい大きさとする。用紙は片面印刷、カラー可とし、各項目について記載すること。留意事項に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。また、提出物の記載内容等について区担当者より確認を要すると判断した場合は、個別に確認のため連絡をとることがある。

提案書(1次審査書類)の副本については、審査に用いることから、実績等の記入にあたっては、社名、組織名、担当者名、発注者名、対象箇所名、地域名や地名等の再委託先等を含んだ応募者を特定することができる内容は伏字(例：〇〇区立〇〇公園等)とすること。特定できる内容が記載された場合には、必要に応じ審査段階において、該当箇所に墨入れを行うことがある。

提案書(1次審査書類)の作成にあたっては、別紙仕様書(案)及び貸与する参考資料等を参考とし、企画提案を行うこととする。仕様書(案)の内容を踏まえ企画提案することとするが、企画提案により業務の内容や数量等については、事業主旨を踏まえ変更して提案すること

は可能である。

(2) 提案書（1次審査書類）に求める内容

各様式に必要な事項を記入し提出すること。

項 目	留意事項
① 提案書（1次審査書類）表紙	
【様式5】	提案書（1次審査書類）の副本は、審査で使用するので提出者及び連絡担当者欄は記載しないこと。
② 【課題1】 業務実施体制の考え方	
【様式6】 A3サイズ（横）/1枚	<p>等々力溪谷の樹林地環境の改善方針に示された業務を確実に進めるためには、どのような技術者を配置し作業実施体制をつくり業務に取り組んでいく必要があると考えるか。</p> <p>求められる企画、指導技術者、スタッフの能力、取り組み体制、役割分担について、考えを記述すること。</p> <p>※参加資格要件に記載の技術者に加えて、その他本業務を適切に履行するにあたり相応しい技術者等の配置提案を認める。</p> <p>※2次審査の質疑応答に用いるので、役割分担や技術者の資格、能力等わかるよう記述すること。</p>
等々力溪谷公園の樹林地環境の改善方針	
	<p>別紙1 業務実施方針のとおり</p> <p>ア) 等々力溪谷公園の課題 やぶ化、斜面崩壊、表土流出、根上がり、ナラ枯れ</p> <p>イ) 樹林地健全化に向けた取り組み</p> <p>①生育環境の改善 樹木の育成にあたり、支障木の選択伐採や支障枝の剪定等を行い、樹木育成環境の改善を図る。</p> <p>②樹木の再生 既存樹木の樹勢回復や、苗木の植え付け播種を行い、後継樹木の育成を行う。</p> <p>③表土の保全と水脈の再生 石やヤシガラなどを用いた土留めを設置し、表土を保全する。斜面に溝や穴を掘り水の浸透を促進する。</p> <p>④根の保全と活性化 根上がりした樹木の根元を掘り、根の間に石をかませる等の措置を行い、根の安定化を図る。 地面に縦穴を掘ること雨水の浸透促進や落ち葉や葉・藁等の有機物による根の活性化、根上がりした根の土深部への誘導を図る。</p>
③ 【課題2】 等々力溪谷公園の樹林地健全化に向けた取り組み提案	
テーマ1	樹林地健全化作業の企画提案

<p>【様式7】 A3サイズ（横）/8枚まで ・環境事例毎（1 樹木の根の浮き上がり、2 湧水地、3 傾斜地、4 オーバーハング）に1枚以上、2枚以下作成すること。</p>	<p>環境改善の方針を踏まえ、具体的な作業内容の企画提案を求める。 作業環境（地形や自然環境）を踏まえ、期待される効果や作業方法、創意工夫など記述すること。 なお、提案にあたっては、別紙1で示す4つの環境 1 樹木の根の浮き上がり、 2 湧水地、 3 傾斜地、 4 オーバーハング、 を事例として、樹林地健全化にむけた企画提案すること。 なお、企画提案にあたっては、別紙2（環境事例参考資料、平面図横断線図、横断図）を活用し企画提案すること。</p>
<p>④【課題3】等々力溪谷公園の樹林地健全化に向けた取り組み提案 テーマ2 使用資材の考え方</p>	
<p>【様式8】 A3サイズ（横）/2枚まで</p>	<p>仕様書（案）に記載の資材調達票を参考のもと、使用する資材を追加削除し、導入する資材の考え方を記述すること。</p>
<p>⑤【課題4】見積書</p>	
<p>【様式自由】 任意様式/1式</p>	<p>令和7年度、8年度、9年度の3か年のそれぞれの取り組む業務について算出（業務項目、算出根拠、見積）し、明示する。別紙仕様書（案）のほか本プロポーザル提案を踏まえて作成する。</p>

※企画提案あたっての別紙資料

下記の資料を参考とすること。

別紙1 業務実施方針

別紙2 環境事例参考資料（平面図、横断位置図、写真）

別紙3 資材調達票（参考）（仕様書 docx 形式）※課題3の検討の参考資料とすること。

【参考資料1】 等々力溪谷平面図、横断図

※13. 参考資料の貸与に則り手続きすること。

【参考資料2】 等々力溪谷名勝区域保存管理計画（平成15年3月）一部抜粋

※13. 参考資料の貸与に則り手続きすること。

※企画提案における世田谷区発行の参考資料

世田谷区のホームページ上で掲載している下記の資料を参考とすること。

- ・世田谷区みどりの基本計画
- ・生きものつながる世田谷プラン（生物多様性地域戦略及び行動計画）
- ・等々力帰溪谷パンフレット

(3) 審査委員会及び評価基準

提出された提案書（1次審査書類）の審査は、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱に基づき、区職員で構成する審査委員会を設置し、下記審査項目及び別に定める審査要領に沿って点数を付け順位を決定する。

1次審査実施予定日：令和7年5月中旬

(4) 提案書の提出者を選定するための基準

提案書（1次審査）の提出が4者以上の場合、以下の項目について評価し、ヒアリング（2次審査）の参加予定者を3者程度に決定する。

【1次審査の項目】業務の趣旨、参加条件を踏まえ以下の評価基準を定める。

選定の項目	評価項目
①業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制、業務分担が適正であり、円滑な業務を遂行できる体制となっているか評価する。 ・配置技術者は、担当する業務を的確に履行できる能力か評価する。
②業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な実績を有する団体（企業等）か評価する。
③等々力溪谷公園の樹林地健全化に向けた取り組み提案	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題を的確に捉えているか評価する ・解決方法が具体的に提示され、適切な効果が期待できるか評価する。 ・現地の実情を踏まえ、実現可能な施工方法か評価する。
④見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な価格となっているか評価する。

17. 1次審査結果の通知

1次審査通過者へは、2次審査招請通知を、令和7年5月中旬に郵送により送付する。なお、2次審査の会場や日時等の案内もあわせて通知する。2次審査へ招請を行わない事業者に対してもその旨を郵送にて通知する。

18. 2次審査の基準及び審査方法

2次審査は、提出された1次審査書類を用いてヒアリング審査を実施する。

(1) 審査委員会及び評価基準

2次審査は、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱に基づき、区職員で構成する審査委員会を設置し、下記審査項目及び別に定める審査要領に沿って点数を付け順位を決定する。

(2) ヒアリングの実施

提案書（1次審査書類）の内容について、配置予定の技術者及び作業員に対してヒアリングを実施し、審査する。

提案の説明は、①提出された提案書の説明（20分）、その後20分程度の質疑を行う。

説明に用いる資料は、既に提出した提案書を用いて説明を行う。

プロジェクターおよびパソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること（スクリーンは区で用意）。

ヒアリング実施にあたっては、自然環境に配慮した環境改善作業の企画、指導できる技術者、自然環境に配慮した環境改善作業の企画、指導、施工の実績を令和2年以降で5件以上有する技術者は必ず出席すること。説明や質疑においては、担当する技術者が説明を行うこととする。事業者側の出席者は計5名までとする。

ヒアリングの流れ

説明項目	内容	時間
①提出された提案書についての説明	提出した提案書について説明を行う。説明に用いる資料は提案書に記載の内容のみとし、新たな資料の追加は認めない。	20分

②質疑応答		20分
-------	--	-----

ヒアリングの資料

説明項目	準備する資料等
①提出された提案書について	1次審査書類を用いて実施する。事業者が用意する資料はなし。
②質疑応答	なし。

ヒアリング項目 業務の趣旨、参加条件を踏まえ以下の評価基準を定める。

審査項目		評価項目
ヒア リング	説明能力	・提案書の内容をよく補完し、簡潔かつ明快、論理的で一貫した説明となっているか。
	取り組み意欲	・本業務への取り組みに対して熱意や取り組み意欲があるか。
	技術者能力	・本業務を進めるうえで適正な監理技術者の能力か。 ・本業務を進めるうえで適正な技術者が配置されているか。 ・実績等から専門技術を十分に発揮できるか。
	取り組み体制	・取り組み事例や実績を踏まえ、本業務を履行できる能力が備わっていると判断できるか。

ヒアリング実施予定日：令和7年5月下旬

※会場、日時等の詳細については、審査対象者に電子メールにより通知する。

19. 審査結果の通知

1次審査、2次審査結果を合計し、提案に対し最も高い評価を得た提出者を委託候補業者として選定する。審査結果は令和7年6月上旬頃、提案書を提出した者に郵送により通知する。

20. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・契約保証金：免除
- ・契約書作成の要否：要
- ・審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
- ・本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- ・当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

- (3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について
参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 記載内容の変更について
参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- (5) 提案者の失格について
参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は失格とする。
- (6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
- ・提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
 - ・区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。